

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>

環境関連法規制等の動き 2024年11月(2024.10.23~2024.11.18)

法令情報

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき

化学物質を定める省令<厚生労働・経済産業・環境省令第4号>(2024.11.15公布、2025.1.10施行)
24.7.10に公布された改正化審法施行令において PFOA の分枝異性体又はその塩 及び PFOA 関連物質が**第一種特定化学物質**に指定されました。今回、PFOA 関連物質のうち別途省令で指定する物質が定められました。

当該物質を製造又は輸入する事業者に適用されます。

<参考>経産省ホームページ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/substance_list.html

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=595124106&Mode=1>

2. 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を

定める省令の一部を改正する省令 <環境省令第24号>(2024.10.23公布、2025.1.1施行)

バーゼル条約が2022年に改正され、25.1.1に効力を生じることに伴う改正です。今回、有害な電気及び電子機器廃棄物(e-waste)に加えて、**非有害な e-waste** も条約の規制対象に追加されたことに伴い、規制対象に該当する **e-waste の基準**が策定されました。主に、**金属からなる電子部品並びに直接再使用するプリント配線基板等**が該当します。

当該廃棄物を輸出入する事業者に適用されます。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03875.html

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=195240042&Mode=1>

3. 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

<環境省令第29号>(2024.11.11公布、2024.12.11施行)

水濁法による亜鉛含有量の一般排水基準については2mg/Lが設定されていますが、直ちに対応することが困難な業種に**暫定排水基準**が適用されています。今般、**電気めっき業**について、現行の暫定排水基準(4mg/L)の適用期間を2029.12.10まで延長しました。

当該物質を使用する当該業種の事業者に適用されます。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_03960.html

4. 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

<環境省令第26号>(2024.10.25公布、2025.4.1施行)

これまで、温室効果ガスの排出量及び吸収量は、官報により公表されていましたが、より詳細な補足資料の掲載が可能であるインターネットを利用するための改正がおこなわれました。

<参考>電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=195240040&Mode=1>

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 省エネ法定期報告情報の開示制度 参加宣言事業者と開示シート（速報版）を公表しました

(2024. 11. 6 経産省)

省エネ法に基づく定期報告書等の情報を、事業者の同意に基づき開示する制度について、2024 年度は 1,695 者から参加宣言がありました。また、経産省は、速報版の開示シートを公表しました。

〈参考〉経産省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2024/11/20241106002/20241106002.html>

意見募集情報

1. 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に

対する意見募集（パブリックコメント）について (2024. 11. 7 厚労省)

ストックホルム条約締約国会議において廃絶対象物質とすることが決まった、塗料やコーティング剤等に使用される UV-328、殺虫剤等に使用されるメトキシクロル、シリコーンゴムや接着剤等に使用されるデクロランプラスの 3 物質を、化審法の第一種特定化学物質とする改正が行われます。厚労省は、24. 12. 6 まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595124135&Mode=0>

2. 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」及び「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」

に関する御意見の募集について (2024. 11. 7 厚労省)

23. 8. 30 に公布された改正施行令の施行(25. 4. 1)に向け、ラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質の追加がおこなわれます。厚労省は、24. 12. 6 まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495240223&Mode=0>

以 上